

専決第 1 号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

平成 20 年 9 月 10 日

南加賀広域圏事務組合管理者 西村 徹

南加賀広域圏事務組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

南加賀広域圏事務組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成 20 年 9 月 10 日

南加賀広域圏事務組合管理者 西 村 徹（署名）

南加賀広域圏事務組合条例第 3 号

南加賀広域圏事務組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

南加賀広域圏事務組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 53 年南加賀広
域圏事務組合条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

題名中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第 1 条の見出しを「(議員報酬)」に改め、同条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。